

議案第 2 2 号

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例

佐倉市都市公園条例（昭和47年佐倉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第5 岩名運動公園の項陸上競技場の目供用時間の欄を次のように改める。

午前8時30分から午後9時まで （午後4時30分から午後9時 までを夜間時間とする。）

午前8時30分から午後9時まで （午後6時30分から午後9時 までを夜間時間とする。）

別表第6の1 基本施設の表陸上競技場の項団体の目摘要の欄を次のように改める。

夜間時間以外におけ る10人以上の利用 について適用する。

別表第6の1 基本施設の表中備考2を備考3とし、備考1の次に次の備考を加える。

2 個人が陸上競技場を夜間時間に使用する場合は、1回につき150円を加算する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。